

介護職員処遇改善への取り組みについて（グループホーム ハタ）

介護職員の処遇改善については「介護職員処遇改善加算」の創設から、令和元年度（2019年10月）「介護職員等特定処遇改善加算」、令和四年（2022年10月）「介護職員等ベースアップ等支援加算」の新設にあわせて、これらを取り入れるなどして努めてまいりました。

令和六年度（2024年6月）の介護報酬改定において一本化される、「介護職員等処遇改善加算」においても、この加算の取得要件を満たし、積極的に取り組んでまいります。

その取り組みについてご紹介します。

◆ 職場環境改善について

- 他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
- エルダー・メンター（仕事やメンタル面のサポート等をする担当者）制度の導入
- 職員の事情に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、非正規職員から正規職員への転換の制度の整備
- 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
- 高齢者の活躍による役割分担の明確化
- ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化